

加湿空気清浄機購入に係る一般競争入札公告について

加湿空気清浄機購入について次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び九戸村財務規則（平成 6 年規則第 4 号）第 115 条の規定により公告します。

令和 2 年 12 月 2 日

九戸村長 晴山 裕康

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品名 加湿空気清浄機
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 九戸村役場
- (4) 納入期限 令和 3 年 3 月 22 日
- (5) 担当課 九戸村住民生活課 電話 0195-42-2111

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものに必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 納入する物品の機能が当該仕様書の仕様を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 九戸村の村営建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和 2 年 12 月 2 日から令和 2 年 12 月 11 日まで（九戸村の休日を定める条例（平成 2 年条例第 17 号）に規定する村の休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所

九戸村住民生活課（ホームページからダウンロードできます。）

4 入札参加申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 納入予定物品の仕様がわかるもの（カタログ等）

(2) 入札参加申請方法

令和2年12月2日から令和2年12月9日までに九戸村住民生活課に(1)の書類を郵送(令和2年12月9日必着)してください。また、郵送した旨を必ず住民生活課へご連絡ください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和2年12月10日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は入札参加できません。

5 入札会の場所及び日時

令和2年12月14日(月)午前10時

九戸村役場 3階第2会議室

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は九戸村財務規則第116条、117条、118条、119条に定める所によるものとする。

7 入札に関する事項

(1) 入札書の宛名は九戸村長とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 金額はアラビア数字を用い、頭部に余白が生じないよう「¥」を記入するか、使用印を押印すること。

8 落札者の決定について

(1) 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札しない場合の入札回数は、原則として3回まで行う。なお、3回までの入札で落札しない場合は、入札は不調とする。

9 契約保証金

契約保証金は九戸村財務規則第131条、132条、133条、134条に定める所によるものとする。

10 入札及び仕様書等に関する質問及び回答

入札及び仕様書等に関する質問は、必ず文書で照会（FAX可）のこと。

なお、質問は12月11日（金）正午までとし、これに係る回答は翌日（土曜日、日曜日及び祝日の場合はその翌日）とする。また、回答は質問者に通知する。

《照会先》九戸村役場 住民生活課

TEL 0195-42-2111

FAX 0195-42-3120

11 入札時の提出書類

- ・入札書
- ・委任状（代理の場合のみ）
- ・確約書（入札会前までに提出）

12 入札の留意事項

- （1）留意すべきものについては、当日の指示によること。
- （2）入札参加申請を提出した者が入札を辞退するときは入札日の前日までに入札辞退届を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、入札会前又は入札執行中に辞退することができる。辞退札は認めない。
- （3）入札参加者が2の入札参加資格を満たしているものであっても、不正または不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては入札参加資格を認めないことがある。
- （4）入札参加者は九戸村営建設工事競争契約入札の心得を熟読すること。

13 その他

- （1）上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに九戸村財務規則による。
- （2）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となる。
- （3）入札に関する問い合わせ先・申請書等郵送先

〒028-6502

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6

九戸村役場 住民生活課

TEL 0195-42-2111

FAX 0195-42-3120